

秘
農林水産省

都道府県		市区町村			管理番号		指標コード			



政府統計

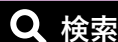
統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 漁業・漁村の6次産業化総合調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票 水産加工用

パソコンからインターネットでの回答が簡単・便利です。



政府統計オンライン



< URL : <https://www.e-survey.go.jp> >

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答を行ってください。
なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

(1) 調査の対象

「水産加工」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。「水産加工」とは、販売を目的として、自ら又は組合員が生産した水産物を用いて加工している事業をいいます。ただし、加工製造するための作業場又は加工場を有するもの（借りているものも含む。）に限ります。

(2) 調査の対象となる期間

令和 年度（令和 年4月1日～令和 年3月31日）の1年間を対象としています。
（この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。）

(3) 記入上の注意

- 同封の「記入の仕方」をご覧ください、記入をお願いいたします。
- 金額を記入する欄については、消費税を含め単位未満は切り上げて記入してください。
- 複数の水産加工場を運営している場合
 - 漁業者（個人、団体）の方は、複数の水産加工場分を合算して記入してください。
 - 漁業協同組合等の方は、封筒の宛先の水産加工場分のみ記入してください。

この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

調査票の記入に当たって不明な点等ございましたらこちらまでご連絡ください。

1. 水産加工の概要

☐ 太枠の中をご記入ください。

- (1) 水産加工はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。
また、「2」及び「3」に該当する法人の方は法人番号（13桁）の記入をお願いします。

101	漁業者	個人	漁業者のうち家族単位で経営を行い法人化していない場合	①
		団体	会社、漁業生産組合、共同経営等の個人以外の場合	②
	漁業協同組合等		・水産業協同組合法に基づく漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ・漁業協同組合等が50パーセント以上出資する子会社、漁業協同組合青年部・女性部及び任意組織等	③

法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。

個人のマイナンバー（12桁）を記入しないようご注意ください。

法人番号（13桁）												

- (2) 令和 年度の水産加工場の年間稼働日数、又は年間の加工作業を行った日数を記入してください。
現在、休業又は廃業している場合でも、令和 年度に1日でも稼働していれば、本調査の対象となります。なお、1日1時間でも稼働すれば1日とします。

102	年間稼働日数		日	0日の場合は、以下の設問に進んでください。
-----	--------	--	---	-----------------------

1日以上の場合は、
次の設問（3）に
進んでください。

水産加工場を休業・廃業された場合は、その時期をこちらに記入し、
休業又は廃業のいずれかに○を記入してください。

令和 年 月 から令和 年 月 まで 休業・廃業

例> 令和 年 4月 から令和 年 5月 まで 休業・廃業
令和 年 4月 から令和 年 月 まで 休業・廃業

調査終了となります。
ご協力ありがとうございました。

- (3) 令和 年度の水産加工品の年間販売金額を記入してください。なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

103	年間販売金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
									万円

104	販売金額なし	①
-----	--------	---

※消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

例> 1万円単位の記入方法：販売金額 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）

・1万円に満たない場合の記入方法：販売金額 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

- (4) 令和 年度に販売した水産加工品の販売金額上位3品目について、水産加工品名及び年間販売金額に占める販売金額割合を記入してください。

水産加工品名 (製品名・商品名)		販売金額割合		品目コード (記入不要)	
105			%		
106			%		
107			%		

水産加工品名の記入例)

○：かまぼこ、丸干しいわし、しらす干し、いかの塩辛、冷凍あじ、焼きのり、のり佃煮などの一般的な加工品の名称又は商品名を記入

×：スケトウダラ、いわし、しらす、いか、あじ、のりなどの原材料名は不可

- (5) 令和 年度に販売した水産加工品について、販売先別に販売金額割合を記入してください。

販売先		販売金額割合	
108	消費者への直接販売		%
109	インターネットでの販売		%
110	その他の方法での販売		%
111	小売業		%
112	食品製造業		%
113	外食産業		%
114	卸売業		%
115	ホテル、旅館等の宿泊施設		%
116	学校給食		%
117	病院、福祉施設		%
118	その他		%
合 計		1 0 0	%

販売先の例)

消費者への直接販売

○直売所での販売

- ・自ら運営する店舗で販売した場合や無人販売、移動販売した場合
- ・漁協、小売業者、生産組合、地方公共団体や第3セクター等が開設した直売所で販売した場合
- ・他者が運営する朝市や定期市等のイベント出店で販売した場合

○インターネットでの販売

自営のサイトやショッピングサイトを利用して消費者から直接受注し、販売した場合

○その他の方法での販売

電話・FAX、郵送等により、消費者から直接受注を受けて販売した場合

その他

- ・食品以外の製造業へ販売した場合
- ・自社の子会社や系列会社へ販売した場合等

2. 加工原料（自家（組員）の生産物を含む）の仕入状況

令和 年度の一年間に販売した水産加工品の原料について、販売分に使用した原料の仕入金額を品目分類別に記入してください。

漁業者が自ら生産した「自家生産物」を原料に使用している場合は、地域の通常取引単価で換算した金額を記入してください。また、自家（組員）の生産物を含む産地別仕入金額割合を記入してください。

品目分類		年間仕入金額（万円） (自家（組員）の生産物を含む)						
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万
202	魚 類							
203	貝類・他水産動物							
204	海 藻 類							
205	そ の 他							

産地別仕入金額割合			
計	自家 (組員)の 生産物 (%)	自家（組員）の生産物以外	
		国内産 (%)	輸入品 (%)
100%			
100%			
100%			

品目ごとの計が100%になるように記入してください。

※消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

例)・1万円単位の記入方法：仕入金額 6,492,500円→650万円（千円の位を切り上げ）

・1万円に満たない場合の記入方法：仕入金額 1万円未満→1万円（1万円に切り上げ）

3. 他産業との連携状況

水産加工において他産業と連携している場合、該当する連携先すべての番号「1」に○を記入してください。連携していない場合は、「他産業と連携していない」の番号「1」に○を記入してください。

301	農協又は農林業者		1
302	製造業	食品製造業	1
303		飼料・肥料製造業	1
304		その他製造業	1
305	流通・販売業		1
306	外食産業		1
307	観光産業		1
308	ITサービス業		1
309	その他の産業		1
310	大学、試験研究機関等		1
311	行政機関		1
312	他産業と連携していない		1

※単に取引先である場合は「他産業と連携していない」に該当します。

4. 従事者の状況

- (1) 令和 年度に水産加工の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」（経営者含む）については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			役員・家族 (経営者・代表者含む)	雇用	
				常雇い	臨時雇い
401	男	65歳未満	人	人	人
402		65歳以上	人	人	人
403	女	65歳未満	人	人	人
404		65歳以上	人	人	人

※1 「役員」には、経営者や漁業協同組合の水産加工に携わった職員も含みます。

役員・家族①の記入例〉・漁業者 → 役員、家族、経営者、代表者の人数を記入
・漁業協同組合等 → 役員、代表者、水産加工に携わった職員の人数を記入

※2 「常雇い」は、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。

- (2) 上記(1)の令和 年度に雇用した常雇い及び臨時雇いの従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、水産加工に従事した分を記入してください。

405	年間雇用労賃	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円

◆雇用者が複数の事業に従事している場合は、水産加工に係る雇用労賃に従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

※単位未満は切り上げて記入をお願いします。

例〉・1万円単位の記入方法：雇用労賃 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）
・1万円に満たない場合の記入方法：雇用労賃 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

5. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
------	------

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。
返信用封筒には秘密の保護のため、水産加工場の名称、ご担当者名等は記入しないでご投函ください。

秘
農林水産省

都道府県		市区町村			管理番号		指標コード			



政府統計

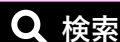
統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 漁業・漁村の6次産業化総合調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票 水産物直売所用

パソコンからインターネットでの回答が簡単・便利です。



政府統計オンライン



検索

< URL : <https://www.e-survey.go.jp> >

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答を行ってください。
なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

(1) 調査の対象

「水産物直売所」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。「水産物直売所」とは、食品衛生法に基づく「魚介類販売業」の許可を得て、自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類、水産加工品を定期的に不特定の消費者に直接対面販売する場所や施設をいいます。

(2) 調査の対象となる期間

令和 年度（令和 年4月1日～令和 年3月31日）の1年間を対象としています。
（この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。）

(3) 記入上の注意

- 同封の「記入の仕方」をご覧ください、記入をお願いいたします。
- 金額を記入する欄については、消費税を含め単位未満は切り上げて記入してください。
- 複数の水産物直売所を運営している場合
 - 漁業者（個人、団体）の方は、複数の水産物直売所分を合算して記入してください。
 - 漁業協同組合等の方は、封筒の宛先の水産物直売所分のみ記入してください。

この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

調査票の記入に当たって不明な点等ございましたらこちらまでご連絡ください。

1. 水産物直売所の概要 ☐ 太枠の中をご記入ください。

- (1) 水産物直売所はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、「2」及び「3」に該当する法人の方は法人番号（13桁）の記入をお願いします。

101	漁業者	個人	漁業者のうち家族単位で経営を行い法人化していない場合	①
		団体	会社、漁業生産組合、共同経営等の個人以外の場合	②
	漁業協同組合等		・水産業協同組合法に基づく漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ・漁業協同組合等が50パーセント以上出資する子会社、漁業協同組合青年部・女性部及び任意組織等	③

法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。

個人のマイナンバー（12桁）を記入しないようご注意ください。

法人番号（13桁）												

- (2) 令和 年度の水産物直売所の年間営業日数を記入してください。現在、休業又は廃業している場合でも、令和 年度に1日でも営業していれば、本調査の対象となります。なお、1日1時間でも営業すれば1日とします。

また、水産物直売所を営んでいる期間について、該当する番号1つに○を記入してください。

102	年間営業日数		日	0日の場合は、以下の設問に進んでください。
-----	--------	--	---	-----------------------

1日以上の場合は、次の営んでいる期間の設問に進んでください。

水産物直売所を休業・廃業された場合は、その時期をこちらに記入し、休業又は廃業のいずれかに○を記入してください。

令和	年	月	から	令和	年	月	まで	休業・廃業
----	---	---	----	----	---	---	----	-------

例> 令和 年4月から令和 年5月まで 休業・廃業
令和 年4月から令和 年 月まで 休業・廃業

103	通年営業	1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合	①
104	季節的営業	通年営業以外の場合	②

調査終了となります。
ご協力ありがとうございました。

- (3) 令和 年度の水産物直売所の年間販売金額を記入してください。なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

105	年間販売金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円

106	販売金額なし	①
-----	--------	---

※消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

例> 1万円単位の記入方法：販売金額 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）
・1万円に満たない場合の記入方法：販売金額 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

(4) 令和 年度に販売した水産物について、販売先別に販売金額割合を記入してください。

販売先		販売金額割合		
107	消費者への 直接販売	直売所での販売		%
108		インターネットでの販売		%
109		その他の方法での販売		%
110	小 売 業			%
111	食 品 製 造 業			%
112	外 食 産 業			%
113	ホテル、旅館等の宿泊施設			%
114	学 校 給 食			%
115	病 院、福 祉 施 設			%
116	そ の 他			%
合 計			1 0 0	%

販売先の例>

消費者への直接販売

○直売所での販売

- ・自ら運営する店舗で販売した場合
- ・他者が運営する朝市や定期市等のイベント出店で販売した場合

○インターネットでの販売

- ・インターネットによる自営のサイトやショッピングサイトを利用して消費者から直接受注し、販売した場合

○その他の方法での販売

- ・電話・FAX、郵送等により、消費者から直接注文を受けて販売した場合

その他

- ・食品以外の製造業へ販売した場合
- ・自社の子会社や系列会社へ販売した場合

(5) 令和 年度の水産物直売所の販売金額について、品目分類別に販売金額割合を記入してください。
また、品目ごとの産地別販売金額割合を記入してください。

品目分類		販売金額割合		
117	魚 類			%
118	貝類・他水産動物			%
119	海 藻 類			%
120	水産加工品			%
121	そ の 他			%
合 計			1 0 0	%

産地別販売金額割合				
計	自家 (組合員)の 生産物 (%)	自家(組合員)の生産物以外		
		国内産 (%)	輸入品 (%)	
117	100%			
118	100%			
119	100%			
120	100%			
121				

品目ごとの計が100%になるように記入してください。

(6) 水産物直売所の販売施設の形態について、該当するすべての番号「1」に○を記入してください。
また、売場面積を記入してください。

122	自己所有施設		①
123	賃貸等	インショップ	①
124		その他	①

125	売場面積		m ²
-----	------	--	----------------

※漁業者(個人・団体)において運営する直売所が複数ある場合は該当するすべての形態に○を記入し、売場面積はそれらの合計を記入してください。

(7) 令和 年度の水産物直売所の年間購入者数(延べ人数)について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

126	年間購入者数	1千人未満	①
		1千～5千人未満	②
		5千～1万人未満	③
		1万～5万人未満	④
		5万～10万人未満	⑤
		10万～20万人未満	⑥
		20万～50万人未満	⑦
		50万人以上	⑧

【年間購入者数が正確にわからない場合】

以下の式を基に、おおよその人数を算出してください。

年間購入者数

$$= 1 \text{ 日当たりの購入者数} \times \text{年間営業日数}$$

例> 1日当たりの購入者数が約150人で、年間営業日数が315日の場合

$$\text{年間購入者数} : 150 \text{ 人} \times 315 \text{ 日} = 47,250 \text{ 人}$$

→ 1万～5万人未満の番号「4」に○を記入

2. 他産業との連携状況

水産物直売所において他産業と連携している場合、該当する連携先すべての番号「1」に○を記入してください。連携していない場合は、「他産業と連携していない」の番号「1」に○を記入してください。

301	農協又は農林業者	①	306	外食産業	①	311	行政機関	①	
302	製造業	食品製造業	①	307	観光産業	①	312	他産業と連携していない	①
303		飼料・肥料製造業	①	308	ITサービス業	①			
304		その他製造業	①	309	その他の産業	①			
305	流通・販売業	①	310	大学、試験研究機関等	①				

※単に取引先である場合は「他産業と連携していない」に該当します。

3. 従事者の状況

- (1) 令和 年度に水産物直売所の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」（経営者含む）については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			役員・家族 (経営者・代表者含む)		雇用			
					常雇い		臨時雇い	
201	男	65歳未満		人		人		人
202	性	65歳以上		人		人		人
203	女	65歳未満		人		人		人
204	性	65歳以上		人		人		人

※1 「役員」には、経営者や漁業協同組合の水産物直売所に携わった職員も含みます。

役員・家族①の記入例）・漁業者 → 役員、家族、経営者、代表者の人数を記入
・漁業協同組合等 → 役員、代表者、水産物直売所に携わった職員の人数を記入

※2 「常雇い」は、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。

- (2) 上記(1)の令和 年度に雇用した常雇い及び臨時雇いの従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、水産物直売所に従事した分を記入してください。

205	年間雇用労賃	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
									万円

◆雇用者が複数の事業に従事している場合は、水産物直売所に係る雇用労賃に従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

※単位未満は切り上げて記入をお願いします。

例）・1万円単位の記入方法：雇用労賃 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）
・1万円に満たない場合の記入方法：雇用労賃 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

4. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名

担当部署

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。
返信用封筒には秘密の保護のため、水産物直売所の名称、ご担当者名等は記入しないでご投函ください。

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 漁業・漁村の6次産業化総合調査

漁業経営体等における6次産業化業態別調査票

漁家民宿用

パソコンからインターネットでの回答が簡単・便利です。



政府統計オンライン

検索

< URL : <https://www.e-survey.go.jp> >

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答を行ってください。
なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

(1) 調査の対象

「漁家民宿」の事業に取り組んでいる漁業者の方を調査の対象としています。「漁家民宿」とは、旅館業法に基づき旅館業の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類や地域の食材を調理し、料理を提供して代金を得る事業をいいます。

(2) 調査の対象となる期間

令和 年度（令和 年4月1日～令和 年3月31日）の1年間を対象としています。
(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

(3) 記入上の注意

- 同封の「**記入の仕方**」をご覧ください、記入をお願いいたします。
- 金額を記入する欄については、**消費税を含め単位未満は切り上げて**記入してください。
- 複数の漁家民宿を運営している場合は、**複数の漁家民宿分を合算して記入**してください。

この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、**課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。**ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

調査票の記入に当たって不明な点等ございましたらこちらまでご連絡ください。

1. 漁家民宿の概要

☐ 太枠の中をご記入ください。

- (1) 漁家民宿はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。
また、「2」に該当する法人の方は法人番号（13桁）の記入をお願いします。

101	漁業者	個人	漁業者のうち家族単位で経営を行い法人化していない場合	①
		団体	会社、漁業生産組合、共同経営等の個人以外の場合	②

法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。

個人のマイナンバー（12桁）を記入しないようにご注意ください。

法人番号（13桁）

- (2) 令和 年度の漁家民宿の年間営業日数を記入してください。現在、休業又は廃業している場合でも、令和 年度に1日でも営業していれば、本調査の対象となります。なお、1日1時間でも営業すれば1日とします。

103	年間営業日数		日	0日の場合は、以下の設問に進んでください。
-----	--------	----------------------	---	-----------------------

1日以上の場合は、
次の設問（3）に
進んでください。

漁家民宿を休業・廃業された場合は、その時期をこちらに記入し、
休業又は廃業のいずれかに○を記入してください。

令和 年 月 から 令和 年 月 まで 休業・廃業

例）令和 年 4 月から 令和 年 5 月 まで 休業・廃業
令和 年 4 月から 令和 年 月 まで 休業・廃業

調査終了となります。
ご協力ありがとうございました。

- (3) 令和 年度の漁家民宿の年間売上金額を記入してください。なお、漁家民宿で農林漁業等体験活動を実施されている場合は、売上金額に参加料・体験料を含みます。売上金額がない場合は、「売上金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

104	年間売上金額	億	千万	百万	十万	万	
							万円

106	売上金額 なし	①
-----	------------	---

※1 消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

※2 施設に併設された水産物直売所及び漁家レストランの売上金額は含みません。

例）・1万円単位の記入方法：売上金額 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）

・1万円に満たない場合の記入方法：売上金額 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

- (4) 令和 年度の漁家民宿の年間宿泊者数（延べ人数）及びうち、外国人宿泊者数について記入してください。また、外国人宿泊者数について、国（地域）別の外国人宿泊者数割合を記入してください。

107	年間宿泊者数（延べ人数）	万	千	百	十	一	人
108	うち、外国人宿泊者数						人

【年間宿泊者数が正確にわからない場合】

以下の式を基に、おおよその人数を算出してください。

年間宿泊者数

= 1日当たりの宿泊者数 × 年間営業日数

例〉・1日当たりの宿泊者数が約10人で、年間営業日数が108日の場合

→10人 × 108日 = 1,080人

国（地域）別の外国人宿泊者数割合							
109	中国、韓国、台湾、香港						%
110	タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム						%
111	アメリカ、カナダ						%
112	英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ロシア						%
113	オーストラリア						%
114	その他						%
合 計		1	0	0	0	0	%

2. 他産業との連携状況

漁家民宿において他産業と連携している場合、該当する連携先すべての番号「1」に○を記入してください。連携していない場合は、「他産業と連携していない」の番号「1」に○を記入してください。

301	農協又は農林業者	1
302	食品製造業	1
303	飼料・肥料製造業	1
304	その他製造業	1
305	流通・販売業	1

306	外食産業	1
307	観光産業	1
308	ITサービス業	1
309	その他の産業	1
310	大学、試験研究機関等	1

311	行政機関	1
-----	------	---

312	他産業と連携していない	1
-----	-------------	---

※単に取引先である場合は「他産業と連携していない」に該当します。

3. 従事者の状況

- (1) 令和 年度に漁家民宿の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」（経営者含む）については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			役員・家族 (経営者・代表者含む)		雇用			
					常雇い		臨時雇い	
201	男	65 歳未満		人		人		人
202	性	65 歳以上		人		人		人
203	女	65 歳未満		人		人		人
204	性	65 歳以上		人		人		人

※1 「役員」には、経営者や代表者も含まれます。

※2 「常雇い」は、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。

- (2) 上記(1)の令和 年度に雇用した常雇い及び臨時雇いの従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、漁家民宿に従事した分を記入してください。

205	年間雇用労賃	億	千万	百万	十万	万	
							万円

◆雇用者が複数の事業に従事している場合は、漁家民宿に係る雇用労賃に従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

※単位未満は切り上げて記入をお願いします。

例> 1万円単位の記入方法：雇用労賃 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）

・1万円に満たない場合の記入方法：雇用労賃 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

4. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名

担当部署

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

返信用封筒には秘密の保護のため、漁家民宿の名称、ご担当者名等は記入しないでご投函ください。

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 漁業・漁村の6次産業化総合調査 漁業経営体等における6次産業化業態別調査票 漁家レストラン用

パソコンからインターネットでの回答が簡単・便利です。



政府統計オンライン



< URL : <https://www.e-survey.go.jp> >

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答を行ってください。
なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

(1) 調査の対象

「漁家レストラン」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。「漁家レストラン」とは、食品衛生法に基づき飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の人に自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得る事業をいいます。

(2) 調査の対象となる期間

令和 年度(令和 年4月1日～令和 年3月31日)の1年間を対象としています。
(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

(3) 記入上の注意

- 同封の「**記入の仕方**」をご覧ください、記入をお願いいたします。
- 金額を記入する欄については、**消費税を含め単位未満は切り上げ**て記入してください。
- 複数の漁家レストランを運営している場合
 - 漁業者(個人、団体)の方は、**複数の漁家レストラン分を合算して記入**してください。
 - 漁業協同組合等の方は、**封筒の宛先の漁家レストラン分のみ記入**してください。

この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、**課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。**ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

調査票の記入に当たって不明な点等ございましたらこちらまでご連絡ください。

1. 漁家レストランの概要 ☐ 太枠の中をご記入ください。

- (1) 漁家レストランはどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、「2」及び「3」に該当する法人の方は法人番号（13桁）の記入をお願いします。

101	漁業者	個人	漁業者のうち家族単位で経営を行い法人化していない場合	①
		団体	会社、漁業生産組合、共同経営等の個人以外の場合	②
	漁業協同組合等		・水産業協同組合法に基づく漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ・漁業協同組合等が50パーセント以上出資する子会社、漁業協同組合青年部・女性部及び任意組織等	③

法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。

個人のマイナンバー（12桁）を記入しないようご注意ください。

法人番号（13桁）												

- (2) 令和 年度の漁家レストランの年間営業日数を記入してください。現在、休業又は廃業している場合でも、令和 年度に1日でも営業していれば、本調査の対象となります。なお、1日1時間でも営業すれば1日とします。

102	年間営業日数		日
-----	--------	--	---

0日の場合は、以下の設問に進んでください。

1日以上の場合は、次の設問（3）に進んでください。

漁家レストランを休業・廃業された場合は、その時期をこちらに記入し、休業又は廃業のいずれかに○を記入してください。

令和 年 月 から令和 年 月 まで 休業・廃業

例> 令和 年 4 月から令和 年 5 月 まで (休業)・廃業
令和 年 4 月から令和 年 月 まで 休業・(廃業)

調査終了となります。
ご協力ありがとうございました。

- (3) 令和 年度の漁家レストランの年間売上金額を記入してください。なお、売上金額がない場合は、「売上金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

103	年間売上金額	億	千万	百万	十万	万	万円

104	売上金額なし	①
-----	--------	---

※1 消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

※2 施設に併設された水産物直売所及び漁家民宿の売上金額は含みません。

例> 1万円単位の記入方法：売上金額 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）

・1万円に満たない場合の記入方法：売上金額 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

(4) 令和 年度の漁家レストランの年間利用者数（延べ人数）について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

105	年間 利用 者 数	500人未満	①
		500～1千人未満	②
		1千～5千人未満	③
		5千～1万人未満	④
		1万～2万人未満	⑤
		2万人以上	⑥

【年間利用者数が正確にわからない場合】

以下の式を基に、おおよその人数を算出してください。

年間利用者数

= 1日当たりの利用者数 × 年間営業日数

例>・1日当たりの利用者数が約30人で、年間営業日数が60日の場合

年間利用者数：30人 × 60日 = 1,800人

→ 1千～5千人未満の番号「3」に○を記入

2. 他産業との連携状況

漁家レストランにおいて他産業と連携している場合、該当する連携先すべての番号「1」に○を記入してください。連携していない場合は、「他産業と連携していない」の番号「1」に○を記入してください。

301	農協又は農林業者		①
302	製造業	食品製造業	①
303		飼料・肥料製造業	①
304		その他製造業	①
305	流通・販売業		①

306	外 食 産 業	①
307	観 光 産 業	①
308	ITサービス業	①
309	その他の産業	①
310	大学、試験研究機関等	①

311	行 政 機 関	①
-----	---------	---

312	他産業と連携して いない	①
-----	-----------------	---

※単に取引先である場合は「他産業と連携していない」に該当します。

3. 従事者の状況

- (1) 令和 年度に漁家レストランの経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」（経営者含む）については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			役員・家族 (経営者・代表者含む)		雇用			
					常雇い		臨時雇い	
201	男	65 歳未満		人		人		人
202	性	65 歳以上		人		人		人
203	女	65 歳未満		人		人		人
204	性	65 歳以上		人		人		人

※1 「役員」には、経営者や漁業協同組合の漁家レストランに携わった職員も含みます。

役員・家族①の記入例

- ・漁業者 → 役員、家族、経営者、代表者の人数を記入
- ・漁業協同組合等 → 役員、代表者、漁家レストランに携わった職員の人数を記入

※2 「常雇い」は、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。

- (2) (1) の令和 年度に雇用した常雇い及び臨時雇いの従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、漁家レストランに従事した分を記入してください。

205	年間雇用労賃	億	千万	百万	十万	万	万円

◆雇用者が複数の事業に従事している場合は、漁家レストランに係る雇用労賃を従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

※単位未満は切り上げて記入をお願いします。

- 例) ・1万円単位の記入方法：雇用労賃 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）
・1万円に満たない場合の記入方法：雇用労賃 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

4. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名

担当部署

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

返信用封筒には秘密の保護のため、漁家レストランの名称、ご担当者名等は記入しないでご投函ください。